

伊丹市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する  
条例の制定について

伊丹市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例を別  
記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 17 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第  
47 号）による子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）  
の一部改正に伴い，妊婦のための支援給付及び乳児等のための支援  
給付に係る過料について所要の改正を行うため。

伊丹市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する  
条例（令和7年伊丹市条例第 号）

伊丹市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年伊丹市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第13条第1項（」を「第10条の5若しくは法第13条（」に改め、「第30条の3」の右に「及び法第30条の13」を加え、「。以下この項において同じ」を削り、「法第13条第1項の」を「これらの」に改め、同条第2項中「第30条の3」の右に「及び法第30条の13」を加え、同条第3項中「又は法第24条第2項」を「、法第24条第2項又は法第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の右に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定（「第30条の3」の右に「及び法第30条の13」を加える部分に限る。）、同条第2項の改正規定及び同条第3項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。